

Column

マイナンバーで高まる不安

マイナンバーの導入に当たって、サラリーマンやOLの最大の関心事の一つが「副業はバレるのか?」といふ疑問だった。副業先にマイナンバーを提出すると、自動的に会社の経理にも連絡が来るのはいかどうかという強い懸念が巻き起こったのだ。

答えは、就業形態に応じて変わってくる。

副業先が会社のケースのほか、アルバイトや日雇い派遣といった就業形態の場合、つまり副収入が給与所得の場合はバレやすい。一方、給与所得以外の雑所得や事業所得などはバレにくい。

ポイントは住民税にある。給与を支払う会社は毎月、「特別徴収」といって、従業員の給与から住民税を天引きし、納めなければならない。副業でもそれは同じであり、合算すれば、住民税の額が大きく増えることになる。

る「(同)」というわけだ。もつとも、マイナンバーは先述のように今はまだ不完全な代物だ。現に国税幹部も「マイナンバーで

全ての所得動向を把握できるわけではない」と認める。例えば、個人事業主などがそもそも無申告の場合、その全容像を捕捉するのは

難しい。

そこで今後、最大の焦点となってくるのが「預金口座とのひも付け」の義務化の実現に他ならない。

的には個人事業主であるケースが多いようだ。前者であっても、勤めている店側がコンプライアンスにのっとっていなければ、住民税の天引きもしない。そのため、バレる心配はない。

その意味で風俗店などについては、「そもそも無申告が多いので、マイナンバーを契機に風俗嬢が減るとは思えない」と「風俗専門税理士」の異名を取る松本崇宏氏はみる。

実際、相談に来た風俗嬢に仕組みを説明すると「納税した上で副業を続ける考え方の子が多い」という。



夜の蝶は、漆黒の間に消え去ってしまうのか。
専門家は否定するが……

既に昨年9月には改正マイナン

バー法が成立し、18年から預金者の任意でマイナンバーと預金口座をひも付けることが決まった。

問題はその先だ。関係者の間で

は、さらに3年後の21年をめどに、国が口座とのひも付けの義務化に踏み切る、との観測が絶えない。実現すれば「国税はフローの所得とストックである資産の両面を把握できる」(国税OB税理士)。所得や資産の動きが丸裸にされる。

贈与税逃れに触手 少額申告漏れも 微税包囲の完遂へ

無申告の個人事業主の場合でも、

当局側は口座資金の流れを追うことで、申告漏れを捕捉しやすくなる効果が見込める。

贈与税逃れの封じ込めにも効果を發揮するとみられている。生前贈与で財産を人から受け取る場合、年110万円までなら非課税だが、110万円超を分割して別々の口座に振り込むと、これまで贈与税の対象が分かりにくかった。

だが、マイナンバーと預金口座がひも付けば、複数口座に分割してもすぐ名寄せできる。調査側の手間も簡易化されるため、少額の申告漏れに触手が伸ばせるよう